

No	資料名	タイトル	頁						質問	回答
1	業務要求水準書	⑩公募の実施に関する事項等	9	1	(12)				[前回の募集要項等の公表時(令和7年9月1日)における質疑回答]において、「第三者賠償責任保険については建設工事期間中、施設賠償責任保険については維持管理運営期間中の加入を想定しています。」と保険の適用範囲について回答がありました。一方で指定管理者基本協定書P13において、事業者が付保しなければならない保険として、(1)施設賠償責任保険、(2)第三者賠償保険、(3)その他提案に基づく保険 とあり、維持管理運営期間中の保険に「第三者賠償保険」が含まれております。これは指定管理者基本協定書の記載を削除したものが正という理解で良いでしょうか。	ご指摘のとおり、指定管理者基本協定書第32条(P13)に記載されている事業者が付保しなければならない保険として「第三者賠償保険」は削除します。
2	業務要求水準書	ZEB基準	15	2	(2)	①	(工)	d	「ZEB基準(ZEB Ready)に対応した整備とすること。」とありますが、ZEB Ready認証を取得するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	業務要求水準書	収納が可能な縁台の設置	46	2	(4)	②	(工)	e	「収納が可能な縁台」に収納するものとして想定されている物品をご教示ください。	広場ゾーン(芝生広場)におけるイベント利用時や、日常の適正な維持管理に資する物品(清掃用具、簡易なイベント機材、雨よけシート等)の収納を想定しています。
4	業務要求水準書	散水栓 施設メーターの設置	55	2	(6)	③	(イ)	g	施設メーターは散水栓ごとに設置することを想定されていますでしょうか。散水栓ごとに施設メーターを設置する場合、設置数量が多くなり、施工費や維持管理費の増加が見込まれます。散水系統全体の使用量が確認できるよう、施設メーター(量水器)を公園内に1箇所設置する計画としてもよろしいでしょうか。	散水栓ごとに施設メーターを設置することは想定しておりませんが、公園部分と複合施設部分については使用量を区分して把握できるよう、それぞれに施設メーターを設置してください。
5	業務要求水準書	設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る要求水準	67	4	(1)	④	(ア)		設計業務と工事監理業務における総括責任者(管理技術者)は複合施設と公園部で分けて定めてよろしいでしょうか。	総括責任者(管理技術者)は1名と想定しておりますが、区分を明確にした上で複合施設と公園部で分けて定めることは提案により可能とします。
6	業務要求水準書	建設業務総括責任者について	67	4	(1)	④	(工)		「建設業務総括責任者は建築工事より配置すること」とありますが、現場代理人との兼務は可能でしょうか。	可能とします。
7	業務要求水準書	建設業務総括責任者について	67	4	(1)	④	(工)		建設業務総括責任者(管理技術者)とは監理技術者資格者証を有する者と考えてよろしいでしょうか、ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
8	業務要求水準書	管理技術者・主任技術者の設置	67	4	(1)	④	(ア)		設計業務及び工事監理業務について、建築と公園それぞれに管理技術者及び主任技術者を設けることは可能でしょうか？	総括責任者(管理技術者)は1名と想定しておりますが、区分を明確にした上で建物と公園部で分けて定めることは可能とします。
9	業務要求水準書	造成工事に使用する盛土材について	70	4	(3)	③	(ア)	o	搬入出に必要な費用算出の為、貴市が想定されている建設発生土の存置場所をご教示下さい。	現地での直接受入れを想定しております。
10	業務要求水準書	問い合わせ対応	86～87	6	(4)	③	(工)		貸会議室や体育館等各諸室に内線電話は必要か	内線電話の設置可否につきましては、事業者にご判断いただくこととします。
11	業務要求水準書	問い合わせ対応	86～87	6	(4)	③	(工)		子育て支援施設は別途貴市サイドで通信手段や受付手段を用意されるのか	通信手段である電話、インターネット(Wi-Fiを含む)等の情報通信設備工事は、すべて事業者において対応してください。子育て支援施設の通信手段の各種契約については、市が契約します。受付手段については、市で用意することを想定しております。
12	業務要求水準書	駐車料金徴収業務	87～88	6	(4)	⑤	(イ)		駐車場収入の収益が無かった場合は、一部還元はできなくてもいいのか	お見込みのとおりです。
13	業務要求水準書	使用料等の支払い	92	7	(4)	②			自販機を設置した場合使用料はかかるのか	富田林市行政財産使用料条例に基づき、1台につき、年額12,220円、光熱水費等として月額2000円(個別メーターの設置等により、使用量の実態の把握が明確にできる場合を除く)の使用料が必要です。
14	業務要求水準書	看板又は広告塔	93	7	(5)	①			デジタルサイネージを設置した場合、使用料はかかるのか	利便増進施設における看板やサイネージの設置料は、富田林市都市公園条例に基づき、富田林市道路占用料条例の規定が準用されます。具体的な区分は、同条例の別表第3条関係にある広告塔に該当し、設置料は、年間1㎡あたり4,100円となります。